

## 特集《知財教育》

# 中国知識産権（知的財産権） 研修センターの育成研修に見る 中国の知財人材の育成



中国弁理士 張 立岩

## 目次

はじめに

- 一、知的財産人材育成の概要
- 二、中国知識産権研修センター
- 三、中国知識産権研修センターの講義計画及びその内容
  - (一) センターでの研修
  - (二) 遠隔教育研修
  - (三) 研修の特徴

## はじめに

知的財産権に関する中国の法律はその整備が進んでおり、法律改正を行うたびに注目を集めている。関連する様々なセミナーが開かれているが、そこでよく聞かれるのは、法律が制定されたとしても中国の国民に浸透しているか、法律に対する認識は高まっているか、ということである。先日、北京に戻った折、中国知識産権局（特許庁）に所属する中国知識産権（知的財産権）研修センターを訪問する機会があった。その際に知り得た中国知識産権局の知財研修の概要について、ここで紹介したい。本文が、中国人の知的財産権保護に対する認識がいかなるものかを理解する一助になれば幸いである。

### 一、知的財産人材育成の概要

現在、中国政府は国家知財戦略を全面的に実施しており、知的財産の人材育成はその重要な課題である。中国の知的財産権関連研修は多方面で行われている。これらの研修により、中国国民の知的財産権に対する意識は大きく向上しており、企業の知的財産の創造力、その保護及び運用のレベルも高まってきている。国家知識産権局とその傘下の中国知識産権研修センターは、中国の知的財産人材の育成と教育の面で重要な役割を果たしている。

国家知識産権局（以下、知識産権局と略称）は、特許審査以外に、特許法の普及や人材育成についても力

を入れている。知識産権局は、全国の特許研修の年度計画と中・長期的計画を制定する外、その他の研修機関に対する管理と調整も行っている。知識産権局が制定した「知的財産人材育成の第12次五ヶ年計画」から、中国政府が知的財産人材の育成に力を注いでいることが見て取れる。以下、その「第12次五ヶ年計画」の幾つかのプロジェクト（中国語では「工程」）について紹介したい。

#### 1. 百・千・万の知的財産人材育成プロジェクト

知的財産権の行政管理と法執行、特許審査、企業・国家機関の知的財産関連業務の人材、知的財産サービス業に従事する専門的人材の育成のため、毎年重点的に、中堅及び若手の優秀な人材及び学術的指導者100名、業界、学術界各分野のハイレベルな業務担当者約2,000名、企業・国家機関または特許事務所において知的財産権業務に従事する専門的人材約3万名に対し、研修を行っている。

#### 2. 知的財産研修基地設立プロジェクト

国家知的財産人材の研修基地を数か所に創設し、知的財産業務従事者向け教育研修を行う。

#### 3. 知的財産人材情報化プロジェクト

知的財産人材の情報化事業を強化し、国家・省（日本の県に該当）レベルの知的財産人材バンク及び専門人材の情報ネットワーク・プラットフォームを構築し、ヒューマンリソース共有情報及び人材共有サービスのプラットフォームを作り上げることを企図している。

#### 4. 知的財産権の行政管理人材及び法執行人材の育成計画

行政的管理能力と専門的レベルを高めることを重点としている。職員に対する教育研修を広範囲に展開し、理論教育、業務研修、基本的資質の強化を図り、実践運用と一体化した知的財産権行政管理及び法執行

担当者向けの教育体制を作り上げている。その研修計画に基いて、ある時期には統一的に、また、ある時期には分散して、育成研修を行う体制を構築し、整備している。

#### 5. 特許審査人材能力の向上計画

特許審査担当者の OJT システムを構築し、法の運用能力、評価能力を養成している。特許審査に関わる人材の能力育成目標を制定し、特許審査能力及び社会へのサービス水準を高め、国際的レベルの特許審査人材を育成している。

#### 6. 企業・国家機関の知的財産人材開発計画

知的財産権に関わる人材育成の開発を強化している。毎年、計画的・段階的に企業・国家機関の知的財産人材を延べ 20 万人養成する以外に、企業・国家機関の知的財産戦略計画、資産運営、法律事務などの専門知識に長けたハイレベルの知的財産の経営管理人材を数百名育成している。

#### 7. 知的財産権サービス業の人材サポート計画

知的財産権代理、資産評価、質権設定、分析、知的財産権取引及び経営などの知的財産サービス人材を対象とし、知的財産サービス業の人材を育成する。このサービス業人材育成計画もすでに実施中で、ハイレベル、複合型の知的財産権サービス業を目指す人材を数千名、及び、業務に精通し、信用度が高く、国際化の知的財産サービス人材を目指して数百名を育成している。

#### 8. ハイレベル人材育成計画

ハイレベルの人材育成に対し、ハイレベル人材の全体数増加及び資質向上を目指し、ハイレベル知財人材指導計画を積極実施している。特に、知的財産各専門分野における法律及び戦略研究、管理及び実務スキル、知的財産権に関する国際ルール及び国際的事務を熟知するハイレベルの専門人材を育成している。

#### 9. ハイレベルな知財講師の養成推進計画

知的財産権分野の教育の中核となる教師及び学術的指導者を、毎年重点的に数十人育成している。大学、研修基地などの教育機関において、知的財産権に関する教育が行える講師と、知財の学術エキスパートを養成している。

## 二、中国知識産権研修センター

上記の目標を達成するため、中国の知的財産権専門育成研修機関である中国知識産権研修センターが、知

的財産権に係る研修を担当している。以下、中国知識産権研修センターについて、紹介する。

1993 年、中国政府は中国知識産権研修センターの設立を認可し、同センターは広く社会に向け、特に知的財産業務従事者の育成研修を行ってきた。その成果の一つとして、2007 年には同センター（以下、「研修センター」と称する）は世界知的所有権機関（WIPO）との知的財産権国際研修協力事業を行えるようになった。

研修センターの教室棟の総建築面積は 2 万平方メートル、大小さまざまな教室が 16 室あり、最大の講義ホールは 300 人を収容できる。

研修センターの図書館には、国内外の知的財産権専門書籍、定期刊行物及び新聞などの資料が 12,000 点以上収蔵されている。

2010 年末までに、研修センターは延べ 800 以上の育成研修コースを実施してきた。研修生累計数は 19 万名以上、遠隔教育参加者数は延べ 93,800 人に達している。

## 三、中国知識産権研修センターの講義計画及びその内容

2010 年の研修人数は 3 万 5 千名を超えた。うち、センターで直接講義する研修コースは 72 期を数え、研修生数は約 1 万数千名に達した。遠隔教育研修参加者数も 2 万 5 千人に達している。

### （一）センターでの研修

研修コースは長期と短期の 2 種類に分かれている。

1. 長期研修には、エキスパート育成コースと特許審査官育成コースが含まれる。

#### （1）法学研究エキスパート育成コース

研修センターと中国政法大学は、連携して法学研究者育成課程を実施しており、特に知的財産権関係の業務を行うエキスパート向けの研修を行っている。授業は主に週末の休日に行う。期間は 1 年半で、講義内容は主に以下の通りである。

一般法である民法、債権法論、物権法論、会社法、契約法、民事訴訟法及び刑法、行政法、行政訴訟法等が挙げられる。大学の法科で学ぶような法律概論、国際法も含まれている

#### （2）特許審査官育成コース

研修センターは知識産権局と連携し、新人審査官に

対して研修を行なっている。期間は4ヶ月半で、終日授業を行う。

### (3) 米国の大学との連携コース

このコースの研修生はアメリカに行って法律を学び、米国の法学修士号を得ることができる。一般的に期間は4ヶ月である。

## 2. 短期研修には5つのコースがある。

(1) 知的財産権仲介サービス事業者向け研修コース：主に知的財産権仲介サービス事業者の従業者及び専利代理人（商標を除く弁理士）資格試験受験者に対し研修を行う。

研修の内容は特許代理条例及び関連規定に関するものである。

具体的には以下の内容となっている。

特許出願書類及び特許審査プロセス、

特許権付与の実質的条件、

拒絶査定不服審判及び無効審判、

特許権の行使と保護、

最高人民法院の特許に関する司法解釈、

特許文献と特許分類、

特許に関する国際条約と国際協定、

中国民法通則（総則）、

民事訴訟法、

契約法、

著作権法、

商標法、

中国行政訴訟法、

中国行政不服審査法及び国家知識産権局行政不服審査規程、

特許出願書類及び審査過程における意見陳述書（日本の意見書に相当）の記載方法、

電気分野の特許出願書類の記載方法、

化学分野の特許出願書類の記載方法等である。

(2) 知的財産権行政管理部門の研修コース：行政職員の知的財産権管理水準を高めるため、主に地方の知識産権局の指導幹部および各地方局内の研修業務担当者に対し研修を行う。研修の内容は次の通りである。

国家知的財産権戦略、

国内外の知的財産権に関する状況、

中国及び外国の知的財産権の最新状況及び注目されている問題、

知的財産権とイノベーション型国家の建設、

知的財産権管理、

中国の知的財産権関連法規の整備、

中国の経済貿易における知的財産権の保護、

外国の知的財産権制度の紹介及び事例の分析など、

TRIPS 協定等主な知的財産権関連国際条約に関する内容、

知的財産権の司法保護と行政保護など、

国の知的財産制度推進状況、

特許行政管理、

特許情報の有効利用と経済発展、

改正特許法及び実施細則、

特許行政部門による法執行、

行政処罰法と行政訴訟法、

知的財産権に関する刑事的保護、

特許権の侵害判定（権利解釈）等である。

### (3) 企業・国家機関向け研修コース：

各業界、企業、科学研究機構の責任者、管理者、研究開発者、知財管理者、従業員に対し、各方面にわたるさまざまな研修を行い、知的財産権に対する意識とレベルの向上、運用能力の強化を図る。各講義の時間及び内容は、企業・国家機関からのニーズと研修対象に応じて計画する。特に、理論と実務の関連付けを重視する。主要な研修内容は、下記のコースから選ぶことができる。

国家知的財産権戦略、

特許及び標準、

特許情報の検索と利用、

交通分野の特許技術発展状況、

新素材関連企業の知的財産権管理について、

新素材分野における特許技術の分布及び審査の状況、

司法ルートと行政ルートにおける特許保護、

特許侵害判定基準、

税関における特許保護、

特許侵害リスクの回避設計、

特許訴訟応訴技術、

大学及び研究機関の知的財産権の商用化、

数学分野での著作権保護、

特許ライセンス、

技術契約における知的財産権の保護、

知的財産権の評価、

農業の標準化と農産品の品質安全、

エコ農業分野の特許出願と審査、

植物新品種の国際保護、

エコ農業における地理的表示の活用,  
エコ農業知的情報の検索及び利用など,  
知的財産権評価と質権設定ポリシー,  
知的財産権評価の基本理論と方法,  
知的財産権の質権設定指導,  
知的財産権質権設定実務など,  
遺伝資源の保護と管理,  
植物新品種の出願実務,  
国際的新品種保護の申請,  
植物新品種の司法保護,  
外国植物新品種保護制度との比較及び中国が参考に  
できる点など,  
米国特許制度概論,  
医薬品登録と知的財産権保護,  
医薬品特許の侵害判定及び関連する問題,  
医薬品特許保護及び出願書類記載方法の要点,  
医薬品価格管理における知的財産権要因の認定,  
医薬品流通プロセスにおける知的財産権保護,  
医薬業界が構造調整を行う中での企業の知的財産権  
保護戦略など,  
技術契約の概念及び分類,  
知的財産権保護と技術契約,  
技術移転における知的財産権の問題など,  
知的財産権の基礎知識,  
特許代理条例及び関連規則,  
特許出願書類及び特許審査プロセス,  
特許権付与の実質的条件,  
拒絶査定不服審判及び無効審判,  
セラミックス分野の特許書類の記載方法,  
セラミックス分野の知的財産権の司法保護など,  
製造分野でよく見られる知的財産権の法的問題,  
製造業界の特許出願分布状況及び発展傾向,  
製造業界における知的財産権による貿易障壁及び争  
点の分析,  
国際展示会における知的財産権問題,  
中国及び主要先進国の知的財産権の税関による保護  
など,  
企業の知的財産権戦略。知的財産権国際紛争典型事  
例,  
企業の知的財産権の管理及び活用。知的財産権ライ  
センシング,  
特許関連民事訴訟及び行政訴訟の証拠規則,  
企業の特許防衛体制の構築,

改正特許法と実施細則の主な改正内容解説,  
改正特許審査基準の改正要点解説, 方式審査, 国内  
段階に移行した国際出願の審査, 特許出願及び事務処  
理,  
実体審査, 拒絶査定不服審判と無効審判請求に対す  
る審理など,  
中国における「モノのインターネット」技術発展の  
現状及び傾向,  
「モノのインターネット」企業の知的財産権保護戦  
略,  
「モノのインターネット」技術の知的財産権司法保  
護実務,  
「モノのインターネット」特許技術の戦略,  
企業の知的財産権管理実務。企業特許の戦略,  
特許と標準。企業ブランド戦略,  
知的財産権評価と質権設定,  
国際貿易における知的財産権保護等である。  
(4) 幹部向け研修コース：中央、地方各レベルの政  
府、関連行政部門の党及び行政の指導幹部に対して研  
修を行い、国内外情勢と知的財産権の方針及び戦略を  
理解させる。研修の内容は次の通りである。  
国家知的財産権戦略,  
知的財産権と中国独自のイノベーション,  
知的財産権文化の醸成,  
知的財産権に対する金融サービス,  
国家知的財産権戦略の解説,  
知的財産権に関する中国と台湾地区の協力、その背  
景と現状,  
グローバル企業の知的財産権戦略,  
公共政策における知的財産権制度,  
国際貿易における知的財産権問題,  
中国独自のイノベーションと技術輸入,  
知的財産権と競争優位,  
知的財産権と地域経済発展,  
国の知的財産権実施の進展情況,  
特許情報の有効利用と経済発展など,  
中国の知的財産権制度の歴史及び発展動向,  
国の知的財産権戦略の解説及び実施状況,  
地方の知的財産権戦略の制定及び実施状況,  
知的財産権管理。知的財産権防衛体制の構築など,  
国内外の知的財産権保護の状況,  
対外協力における知的財産権の保護などである。  
(5) 教師向け知財研修コース：大学・専門学校及び中

小学校の教師に対し研修を行い、教師を通じて広く青少年に知的財産権の知識を普及させ、「創造文化」の浸透に役立てる。

研修の内容は次の通りである。

国家知的財産権戦略実施の状況,

大学における知的財産人材育成方式の研究,

知的財産権の研究と基礎理論,

研究成果の国際保護の状況,

知的財産権をめぐる最新の話題など,

全国の知財教育の発展及び状況など,

小中学校の知財教育の特徴と方法,

小中学校の知財教育の経験紹介及び授業参観,

発明創造における特許情報の利用と知的財産権保護意識の醸成,

発明創造の発想と手法等である。

### 3. 国際連携

国内向けに知財研修を行うほか、研修センターは積極的に国際協力を行っている。国際協力には二国間協力と多国間協力があり、その中には日本の独立行政法人工業所有権情報研修館（INPIT）との協力も含まれている。

国際協力は、研修センターの重要な業務の一つである。毎年、中国国家知識産権局は WIPO と、又は欧州特許庁と共同で知財国際セミナーを数回開催しているが、研修センターはその実務を引き受けている。2010年に研修センターは二国間協力プロジェクトとして、米国のマーシャル・ロースクールとそれまでの協力を基礎とした協力拡大合意覚書を締結した。双方は「中国、米国の知的財産権模倣法廷の比較」を共催し、研修センターはその内容を遠隔教育課程に取り入れた。また、日本の独立行政法人工業所有権情報研修館と無期限の協力覚書を締結し、両者が共同で両国の知的財産研修に力を尽くすことで一致した。また、韓国の知的財産研修学院とも長期的かつ安定的に連携を展開しており、これには相互訪問、研修コースの共同開催、教科書の交換が含まれている。2010年には中国黒龍江省ハルビン市で中韓小中学校知的財産権セミナーを共催した。研修センターはこのほかにも、積極的に多国間協力にも参加しており、2010年には「第1期中日韓国研修機関会議」に代表団を派遣し参加した。

ハイレベルの知的財産人材を育成するため、研修センターは国内の知的財産権の一流専門家からなる客員教授チームを組織している。さらに、毎年、外国から

知的財産権の専門家を招いて、授業を行っている。2009年3月時点で、米国のマーシャル・ロースクールと共同で養成した修士が計15人に達した。

### (二) 遠隔教育研修

中国の知的財産権遠隔教育は、2002年に始まった。2010年までに、研修センターの遠隔教育課程に参加して、センター発行の修了証を得た研修生は93,800人に上る。その内、2010年は、延べ25,000人が遠隔教育課程に参加した。

研修センターには、WIPO アカデミーと連携するDL101中国語課程があり、2001年～2010年の間に、9,755名の研修生が参加した。2010年には参加人数が急増し、2,855人に達した。

より多くの専門的人材を受け入れるため、研修センターは2010年に新しく12のコースを編成し、コース合計数は43に達している。遠隔教育課程は、今までより細分化し、さらに多くの受講者が活用できるようにし、特に、約20の代理人試験科目に対応する遠隔教育プログラムを作成した。さらに、センターでの直接講義と遠隔教育とを合わせ実施する方法により、代理人試験受験研修の負担がかなり軽減され、研修の効率も高まった。

#### 遠隔教育研修科目

- [1] 意匠
- [2] 特許及び実用新案出願書類の記載方法
- [3] 特許代理実務
- [4] 企業の特許管理と戦略分析
- [5] 特許文献検索総論
- [6] 特許入門
- [7] インターネットによる中国特許情報検索（最新課程）
- [8] 特許経過情報検索とパテントファミリー検索
- [9] インターネットによる日米欧特許情報検索
- [10] 知的財産法概論
- [11] 知的財産権の国際条約及び保護制度の基礎知識
- [12] 中国の知的財産権体系紹介（基礎編）
- [13] 商標法
- [14] 著作権法
- [15] 不正競争防止法（入門編）
- [16] インターネット環境における知的財産権問題
- [17] 中国の特許制度
- [18] 米国特許法概論

- [19] 中国特許法及び実施細則の第3次改正
- [20] 知的財産権戦略と情勢
- [21] 国際貿易における知的財産権問題と対策
- [22] 知的財産の独自創出
- [23] 知的財産権制度と競争力の向上
- [24] 知的財産権保護と知的財産権戦略
- [25] 市場経済秩序の整理規範化及び知的財産権保護
- [26] 知的財産権の管理と行政法執行による保護
- [27] 独自のイノベーションと企業の発展

遠隔教育にさらなる専門性と適応性を加えるため、研修センターは14か所の遠隔教育支部を設置した。内訳は、地域支部2、工業パーク支部1、業界支部1、企業支部1と大学支部9とからなっている。

### （三）研修の特徴

本研修センターは、知的財産権研修を開始してすでに10数年を経ており、その特徴は次の通りである。

#### 1. 企業・国家機関向け研修の比重が依然として大きい

企業・国家機関向け知財研修は、センターでの授業の重点である。そのコースは主に2種類に分けられる。1つは企業の幹部と研究開発者に対する一般知識研修であり、もう1つは企業の知財業務担当者向けの専門研修である。これらの研修は農業、エネルギー、化学工業、セラミックスなど多くの分野をカバーしており、研修生出身地は、ほぼ全国を網羅している。

#### 2. 代理人研修プロジェクトの改善

現在、中国における資格を有する代理人（弁理士）は約5,800名、特許代理機構は約700社である。中国の特許出願の70%は、特許代理機構を通じて提出されている。特許出願件数が急速に増加する中、特許代理人の育成・研修の必要性がますます高まっている。

研修センターは、2007年から中華全国専利代理人協会と協力して研修コースの科目を編成し、実務経験のある講師を配置してきた。現在、センターには4種の代理人研修コース――週末クラス、特訓クラス、遠隔研修クラス及び速成クラスがある。

2010年、研修センターは国家知識産権局内外の専門家及び業界幹部と協力して、専利代理人資格試験の研修教材作成案の策定と実際の作成作業を行った。

また、通常の研修を基礎とし、さらに、専利代理人による直接講義と遠隔教育を結合するという方式を実

施している。

#### 3. 幹部に対する研修を強化

幹部の知的財産権に対する認識を向上させるため、2010年、研修センターと地方の知識産権局は、幹部向け知財研修を共催した。

#### 4. 遠隔教育支部の増加

研修センターには遠隔教育部門が設けられている。この部門は、遠隔教育支部を次々と設置し、大学、中国農業支部と工業パーク支部にも遠隔教育部門が設けられている。

#### 5. 遠隔教育参加者は企業からと大学からが多い

2010年の遠隔教育研修参加者は、大学が約1万人、企業が約9,000人であった。それ以外は公務員、弁護士、弁理士等である。

個別の企業に企業支部を設置するケースもある。企業支部では、その企業と関連会社の知財担当者及び知財に関係のある社員全員に研修を受けさせることもある。

大学生は、以前から知財遠隔教育の重点対象であって、大学支部の研修対象はその大学の大学院生である。大学院生の多くは科学研究を行っており、これら院生を対象に知財教育を行えば、知的財産権への意識が高まり、他人の知的財産権への侵害を防止することにつながる上、その研究成果の権利化促進にもなる。

知識産権研修センター以外にも、北京大学、人民大学等をはじめとする高等教育機関は、20年にわたり、知的財産教育を全国に普及させる上で大きな成果を上げてきた。中国の知的財産教育／研修事業の展開と、「中国知的財産人材育成の第十二次五ヵ年計画」の推進は、中国知的財産権制度のさらなる発展を促すであろうと期待されている。

#### 参考資料：

1. <http://www.ciptc.org.cn/news.do?method=infoindex>
2. <http://www.ciptc.org.cn/sysInitAction.do>
3. <http://elearning.ciptc.org.cn/>
4. [http://elearning.ciptc.org.cn/public/site/notice/index?\\_\\_id=123](http://elearning.ciptc.org.cn/public/site/notice/index?__id=123)
5. <http://www.ciptc.org.cn/news.do?method=columnindex&columnid=402880f81d858c33011d859289440009>

(原稿受領 2011. 10. 6)